

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉施設条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第2項第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同項第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同項第4号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同項第5号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。
- (2) 第12条第1項中「又は保育所」を「、保育所又は医療型児童発達支援センター（札幌市みかほ整肢園に限る。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項及び第3項中「又は保育所」を「、保育所又は医療型児童発達支援センター」に改め、同項に次の1号を加える。
 - (3) 医療型児童発達支援センター
 - ア 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
 - イ 医療型児童発達支援（市長が定めるものを除く。）、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援及び基本相談支援の実施に関すること。
 - ウ 利用承認に関すること。
 - エ アからウまでに掲げる業務に付随する業務
- (3) 第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
 - 4 第1項の規定により指定管理者に母子生活支援施設の管理を行わせる場合における第10条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (4) 第12条に次の1項を加える。

6 第1項の規定により指定管理者に医療型児童発達支援センターの管理を行わせる場合における第3条第2項、第4条第3項、第5条及び第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(5) 第13条第1項中「に保育所」の次に「又は医療型児童発達支援センター」を、「当該保育所」の次に「又は当該医療型児童発達支援センター」を、「利用（）」の次に「保育所にあつては、」を加え、同条第2項中「保育所」の次に「又は医療型児童発達支援センター」を加える。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市みかほ整肢園に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、改正後の札幌市児童福祉施設条例の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

みかほ整肢園の管理を指定管理者に行わせることができるようにするとともに、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。